

## 総 会 宣 言 (案)

私たちは、本日ここに、市内11支部が結集して、2019年部落解放同盟京都市協議会定期総会を開催し、人の世に熱と人間に光をもたらすため、さらに奮闘することを誓い合った。

2016年に制定された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」は、「人権3法」と称され、差別のない社会の実現を目的として公布・施行された。しかしそのどれもが理念法であることから、差別や人権侵害に関しての救済や、相談、社会の側が変わっていくための、啓発、教育についての具体的な方法や予算措置については、国や自治体はそのつど取り組んでいかなければならない。そのためにも、今年度執行される「国民意識調査」は重要だ。差別解消に向け有効な施策を見出すためにも正確な調査が求められている。もとより、差別解消に向けては、日々、社会に生きる一人ひとりが問われ、実践を促されている。法律ができたという、ただそのことで、社会から差別がなくなるわけではないのだ。

理性では決して容認することのできない神話に基づく天皇制を明治の「近代国家」は制定し、フィクションを民衆に強要することで無謀な戦争を遂行し惨敗した。その反省の上に日本国憲法と、日本社会があるのだということを忘れてはならない。

私たちは、互いが互いを人として認めあう、すなわち人権尊重を人類の規範として、戦争のない平和な世界を築いていこうとする「世界人権宣言」の精神をわが事として、一人も取り残さないとする、国連のSDGsとも連動し、人権・平和・環境を守り、育て、次代へと引き継ぐために奮闘することを誓う。

京都市協は、引き続き、「まちづくり」、「人権確立」、「教育・保育」の三部会を中心に、論議し学習した成果を、日常生活圏域で具体化していく。この総会を契機に、京都市協に結集する全支部の団結をもって、部落完全解放と真の人間解放の社会を実現する「よき日」まで全力でたたかい続けることを、ここに宣言する。

2019年5月30日

2019年部落解放同盟京都市協議会定期総会